

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（ 公 印 省 略 ）

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施について」（平成 16 年 3 月 30 日付け健感発第 0330004 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則」（以下「実施細則」という。）を下記のとおり改正するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

記

- 1 実施細則第 3 の 2 で定める医療手当の額について、（1）の一、三及び（2）に規定する額を 3 7, 0 0 0 円から 3 6, 9 0 0 円に、（1）の二及び四に規定する額を 3 5, 0 0 0 円から 3 4, 9 0 0 円に、それぞれ引き下げること。
- 2 実施細則第 4 のアの 2 で定める障害児の養育に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を 8 7 8, 4 0 0 円から 8 7 7, 2 0 0 円に、（1）の二に規定する額を 7 0 3, 2 0 0 円から 7 0 2, 0 0 0 円に、それぞれ引き下げること。
- 3 実施細則第 4 のイの 2 で定める 1 8 歳以上の障害者に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を 2, 8 0 9, 2 0 0 円から 2, 8 0 4, 4 0 0 円に、（1）の二に規定する額を 2, 2 4 7, 6 0 0 円から 2, 2 4 4, 0 0 0 円に、それぞれ引き下げること。
- 4 実施細則第 5 のイの 2 で定める死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金の額について、（1）に規定する額を 7, 3 7 2, 8 0 0 円から 7, 3 5 8, 4 0 0 円に引き下げること。
- 5 本改正は令和 4 年 4 月以降の月分から適用されるものであること。